

令和6年度「青森県・東北町」連携融資制度

東北町では、青森県が実施する特別保証融資制度の利用者を対象に信用保証料の補給を行います。

◆1. 東北町内で創業する方

◎ 対 象 資 金	青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱2（1）
◎ 対 象 者	町内で新たに中小企業者として事業を開始しようとする方、 又は事業を開始して3年に満たない中小企業者で次のいずれにも該当する方 ① 個人にあっては町内に住所又は主な事業所を有する方、 法人にあっては町内に法人登記又は事業所を有する事業者 ② 町税に滞納がない方
◎ 対 象 融 資 額	1, 000万円以内
◎ 対 象 期 間	10年以内（据置き1年以内）
◎ 補 給 内 容	県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補給（※） ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の0.25%又は0.45%に相当する額及び県要綱2（1）①に係る保証料の0.2%に相当する額は保証料補給の対象外

◆2. 売上高等の減少により経営の安定に支障を生じている方

◎ 対 象 資 金	青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱2（2）経営安定枠①、③及び④
◎ 対 象 者	町内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、 次のいずれにも該当する方 ① 個人にあっては町内に住所又は主な事業所を有する方、 法人にあっては町内に法人登記又は事業所有する事業者 ② 町税に滞納がない方
◎ 対 象 融 資 額	1, 250万円以内
◎ 対 象 期 間	7年以内（据置き6か月以内）
◎ 補 給 内 容	信用保証料の2分の1を補給（※） ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の0.25%又は0.45%に相当する額は保証料補給の対象外

◆3. 一般的な事業資金を必要としている方

◎ 対 象 資 金	青森県事業活動応援資金特別保証融資制度要綱2（1）事業活動枠
◎ 対 象 者	町内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれにも該当する方 ① 個人にあっては町内に住所又は主な事業所を有する方、 法人にあっては町内に法人登記又は事業所を有する事業者 ② 町税に滞納がない方
◎ 対 象 融 資 額	2, 000万円以内
◎ 対 象 期 間	10年以内（据置き1年以内）
◎ 補 給 内 容	信用保証料の2分の1補給（※） ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の0.25%又は0.45%に相当する額は保証料補給の対象外

◆4. 既往借入金の返済資金を必要としている方

◎ 対 象 資 金	青森県伴走支援型借換資金特別保証融資制度要綱2
◎ 対 象 者	町内で1年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれにも該当する方 ① 個人にあっては町内に住所又は主な事業所を有する方、 法人にあっては町内に法人登記又は事業所を有する事業者 ② 町税に滞納がない方
◎ 対 象 融 資 額	5, 000万円以内
◎ 対 象 期 間	10年以内（据置き5年以内）
◎ 補 給 内 容	国による信用保証料補助後の信用保証料の2分の1補給（※）

（※）全ての信用保証料の補給において、予算の範囲内での交付となるため、年度途中で取扱いできなくなる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県の特別保証融資制度を利用することは可能です。

●本制度の実施に伴い、平成26年度まで実施した「東北町小口資金」及び「東北町活性化資金」は取扱いを終了しています。

<連携融資制度に関するQ&A>

◆「1. 東北町内で創業する方」について

Q1. 融資額が1000万円を超える場合または融資期間が10年を超える場合でも、信用保証料の補給を受けることができますか？

A1. 信用保証料の補給対象となる融資は、

- ・創業：「融資額1000万円以内かつ融資期間10年以内（うち据置き期間1年以内）」

に限られます。

ただし、たとえば、創業資金として融資額1500万円（融資期間10年）を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる1000万円の融資と補助対象外の500万円の融資の2口にわけることで、当該1000万円の融資について信用保証料の補給を受けることは可能です。

◆「2. 一般的な事業資金を必要としている方」について

Q2. 「東北町小口資金」（または「東北町活性化資金」）の借入金残高がありますが、この制度を利用できますか？

A2. 「東北町小口資金」（または「東北町活性化資金」）の借入金残高がある場合でも、連携融資制度の要件を満たす場合は新たに利用することができます。

Q3. 融資額が2000万円を超える場合または融資期間が10年を超える場合でも、信用保証料の補給を受けることができますか？

A3. 上記Q1と同様の取扱いとなり、信用保証料の補給対象となる融資は「融資額2000万円以内かつ融資期間10年以内（うち据置き期間1年以内）」に限られます。

◆連携融資制度の利用手続きについて

Q4. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A4. 融資を受けるにあたっては、青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へ、お申し込みください。

なお、申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類と同意書に加え、信用保証料の補給対象者であることを確認できる書類（法人の登記事項証明書など）を併せてご提出ください。

Q5. 町内に本社又は主たる事業所（個人の場合は住所）がありますが、町外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補給を受けることができますか？

A5. 信用保証料の補給対象となる融資は、町内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。

本店の登記（個人の場合は住所）が町内にあっても、町外の事業所の事業資金は原則対象になりません。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行

青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合（青森支店）、商工中金、東日本信漁連

<お問い合わせ>

- | | | |
|--------------------|--------------|----------------|
| ・信用保証料補給に関すること | … 東北町役場商工観光課 | 電話0176-56-4148 |
| ・青森県特別保証融資制度に関すること | … 青森県経済産業政策課 | 電話017-734-9368 |